

## 新型コロナウイルス感染症拡大に伴う健診受診時のお願い

令和2年4月16日

日頃より、長崎県健康事業団の各種健康診断をご利用いただき、ありがとうございます。

さて、ご承知のとおり国内で新型コロナウイルス感染による肺炎患者が発生しております。そこで、当健康事業団では感染拡大防止の観点から、下記の症状のいずれかに該当される方は健康診断の受診をお控えいただき、日程変更等のご対応をお願いします。

- 風邪（咳・のどの痛み・鼻水等）の症状や37.5℃以上の発熱がある。  
（解熱剤を飲み続けなければならない時を含む。）
- 強い怠さ（倦怠感）や息苦しさ（呼吸困難）がある。
- 新型コロナウイルス感染（疑い）のある方と濃厚接触して14日以内の方。
- 中国全土を含む海外への渡航歴があり、帰国して14日以内の方。
- 緊急事態宣言対象都府県等（自主宣言地域含む）から移動（異動）をして14日以内の方。

なお、いずれかに該当される方は、直接医療機関を受診する前に、必ず最寄りの「帰国者・接触者相談センター」に電話で相談し、指示を受けていただきますようお願いいたします。

問合せ  
公益財団法人 長崎県健康事業団  
健診事業課  
TEL：0957-43-7131